

制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。）に規定するもののほか、福井県が発注する建設工事の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による入札に参加する者に必要な資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「入札執行者」とは、財務規則第4条第4項の規定により事務の委任を受けたかいの長および福井県出先機関事務決裁規程（昭和50年福井県訓令第4号）別表第1の規定により入札の執行、落札者の決定および見積書の徴収に関することを専決することができるかいの長をいう。

2 この要領において、「契約担当者」とは、財務規則第2条第5号に規定する契約担当者をいう。

(対象工事)

第3条 制限付き一般競争入札は、原則として、設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）が250万円を超える工事について実施するものとする。

(入札公告の方法)

第4条 財務規則第148条の規定による公告（以下「公告」という。）は、原則として、入札情報サービスシステムを利用して一般の閲覧に供する方法により行うものとする。

(入札の公告事項)

第5条 財務規則第149条第1項各号に掲げる公告事項のうち、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める事項を公告するものとする。

(1) 財務規則第149条第1項第2号に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

ア 確認申請書等（第7条第1項に規定する確認申請書等をいう。以下この号および第3号において同じ。）を提出する時点において、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号。以下「告示」という。）の規定に基づき、福井県が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有すると決定されている者（第6条において「有資格者」という。）であること。

イ 確認申請書等を提出する時点において、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者または同条第2項の規定により入札に参加させないこととされている者でないこと（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

ウ 確認申請書等を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止または指名除外の期間中でないこと。

エ 確認申請書等を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もし

くは特定退職金共済制度のいずれかに加入している者または退職一時金制度を有している者であること（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

オ 役員（役員として登記または届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないことまたは役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

カ 制限付き一般競争入札に付する工事を的確かつ円滑に施工できる者であること。

キ 制限付き一般競争入札に付する工事に、主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）または監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）および現場代理人を適切に配置できる者であること。

ク 確認申請書等を提出する時点において、当該制限付き一般競争入札に参加しようとする他の者（その者が共同企業体の場合にあつては、構成員の全て）との間に、次のいずれかに該当する資本的関係または人的関係がない者であること（共同企業体の場合にあつては、構成員の全て）。

（ア）親会社と子会社の関係（個人事業主または会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社との関係を含む。）

（イ）親会社（個人事業主または会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

（ロ）一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

（ハ）一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

ケ 確認申請書等を提出する時点において、健康保険および厚生年金保険ならびに雇用保険の全てに加入し、かつ、それら全ての保険料が未納でない者（法令の規定により適用を除外されている者を除く。）であること。（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

コ 福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱に定められた事項の全てを遵守する者であること。

サ その他入札参加資格委員会（第19条第1項の入札参加資格委員会をいう。）が必要であると認める資格を有する者であること。

(2) 財務規則第149条第1項第5号に掲げる入札保証金に関する事項

ア 財務規則第152条から第154条までの規定により納付させること。

イ 設計額が5億円以上の入札に関し、金融機関等が発行する履行保証の予約的機能を有する証書を提出しない者については、入札保証金を免除しないこと。

(3) 財務規則第149条第1項第6号に掲げる入札の無効に関する事項 次のいずれかに該当する入札を無効とすること。

ア 財務規則第151条第1号から第8号までのいずれかに該当する入札

イ 入札参加資格がある旨の確認通知を受けていない者が行った入札

ウ 確認申請書等に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札

エ 入札参加資格がある旨の確認を受けてから開札の時までに第1号アからサまでに掲げる入札参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札

オ 工事入札心得、電子入札運用基準その他あらかじめ公告等において示した条件に違反している

者が行った入札

カ 第6条第2項の規定による設計図書等の閲覧をしなかった者または入札執行者が閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札

キ 第12条第1項に規定する工事費内訳書の提出を行わなかった者または提出された工事費内訳書が同条第2項各号に掲げる要件を満たしていると認められない者が行った入札

ク その他制限付き一般競争入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

(4) 財務規則第149条第1項第7号に掲げる電子入札に関する事項 電子入札を行う旨

(5) 財務規則第149条第1項第8号に掲げる入札条件に関する事項

ア 財務規則第168条に定める工事請負契約書の作成に関する事項

イ 財務規則第171条から第173条までに規定する契約保証金に関する事項

ウ 前払金、年割その他請負代金の支払いに関する事項

エ 制限付き一般競争入札に付する工事に係る契約が議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年福井県条例第1号）第2条に規定する契約に該当する場合は、次に掲げる事項

(ア) 落札後仮契約を締結するものとし、議会の議決を経たとき、当該契約を本契約とみなすものとする。

(イ) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者（共同企業体にあつては、その構成員のいずれか）が入札参加資格を取り消されもしくは停止されている場合または福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定による指名停止もしくは指名除外の措置を受けた場合においては、県は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができるとともに、一切の損害賠償の責を負わないものとする。

（設計図書等の閲覧等）

第6条 入札執行者は、入札公告の日から入札書の受付期間が開始する日の前日まで、当該制限付き一般競争入札に係る工事の設計図書および設計図面の全部の写し（以下「設計図書等」という。）を、入札情報サービスシステムを利用して有資格者の閲覧に供するものとする。

2 制限付き一般競争入札に参加しようとする有資格者は、前項に規定する閲覧の期間中に、原則として、入札情報サービスシステムを利用して設計図書等を閲覧しなければならない。

3 設計図書等を閲覧した有資格者は、入札執行者に対し、原則として第1項に規定する設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から入札書の受付期間が開始する日の3日前（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）までの日の間に限り、当該設計図書等の内容に関し質問をすることができる。

4 前項の質問は、入札執行者に対し、ふく e-ねっと電子申請システムによる送信または質問事項を記載した書面を提出することにより行わなければならない。

5 入札執行者は、前2項の規定による質問があつたときは、速やかに、当該質問を行った者に対し、ふく e-ねっと電子申請システムによる送信または書面により回答するとともに、当該質問および回答の内容を入札情報サービスシステムを利用して有資格者の閲覧に供するものとする。

6 前項の閲覧は、入札書の受付期間が開始する日の前日まで行うものとする。

（確認申請書等の提出等）

第7条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札参加資格確認申請書（別記様式第1号）および入札参加資格確認資料（以下これらを「確認申請書等」という。）を提出しなければならない。

2 確認申請書等の提出期限は、原則として、公告の日の翌日から起算して10日以上（休日を含む。）経過した日で入札執行者が公告において指定する日までとする。

3 確認申請書等の提出は、福井県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行わなければならない。

4 第1項の入札参加資格確認資料は、次に掲げるものとする。

(1) 当該制限付き一般競争入札に係る工事と同種同程度の工事の施工実績に関する資料（別記様式第2号）

(2) 当該制限付き一般競争入札に係る工事に配置を予定している主任技術者または監理技術者および現場代理人の資格、経歴、経験等に関する資料（別記様式第3号）

(3) 当該制限付き一般競争入札に係る工事で使用する建設機械の保有状況および当該建設機械の運転または操作をするために必要な全ての技能者の配置に関する資料（別記様式第3号の2）

(4) 第5条第1号ク、ケおよびコを満たすことを誓約する資料（別記様式第3号の3）

(5) その他入札参加資格を確認するために必要な資料として公告において定める書類

5 前項の入札参加資格確認資料の提出後は、撤回、内容の修正または再提出をすることができない。

（入札参加資格の有無の通知）

第8条 契約担当者は、第7条第2項に規定する確認申請書等の提出期限の日の翌日から起算して原則として5日以内（休日を除く。）に、入札参加資格の有無を、入札参加資格確認通知書（別記様式第4号）により、確認申請書等を提出した者に通知するものとする。

2 契約担当者は、入札参加資格の有無の確認のために必要があると認めるときは、確認申請書等を提出した者に、資料の提出、説明その他必要な指示を行うことができる。

3 第1項に規定する入札参加資格の有無の確認は、入札参加資格委員会の議を経て行うものとする。

4 確認申請書等を提出した者が第2項の規定による指示に従わないときは、入札参加資格がないものとする。

5 第1項の規定による通知（次条および第11条において「確認通知」という。）は、電子入札システムを使用して行うものとする。

（入札参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明）

第9条 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、契約担当者に対し、書面により、入札参加資格がないとされた理由の開示を求めることができる。

2 前項の書面の提出期限は、確認通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

3 契約担当者は、前項の規定による書面の提出があったときは、原則として同項に規定する提出期限の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答するものとする。

4 前項の回答は、入札参加資格委員会の議を経て行うものとする。

(入札の辞退)

第10条 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者は、入札書を提出するまでの間は、入札を辞退することができる。

2 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者が第11条に規定する入札期間内に入札書を提出しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

3 前2項の規定により入札を辞退した者は、入札を辞退したことのみを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けない。

(入札書の受付)

第11条 入札書の受付期間は、原則として、開札日の前々日および前日の2日間（休日を除く。）とし、それぞれの日の受付時間は、前々日にあつては午前8時30分から午後5時まで、前日にあつては午前8時30分から午後4時までとする。

(工事費内訳書の提出)

第12条 入札執行者は、入札参加者に対し、入札書の提出と同時に、工事費内訳書の提出を求めるものとする。

2 入札参加者が提出しなければならない工事費内訳書は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。

(2) 入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること。

(3) 内訳明細表および代価表が添付されていること（入札執行者から特に指示があった場合に限る。）。

3 前2項に規定するもののほか、工事費内訳書に関し必要な事項は、別に定める。

(開札の実行)

第13条 入札執行者は、開札日時に至ったときは、遅滞なく予定価格調書を開封し、開札を行うものとする。

(落札者の決定)

第14条 入札執行者は、開札を行ったときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を、落札者と決定するものとする。

2 前項の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじ引きを実施して落札者を決定するものとする。

3 入札執行者は、第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、別に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができるものとする。

(1) 低入札価格調査制度を適用する工事である場合

(2) 最低制限価格制度を適用する工事である場合

(3) 総合評価落札方式を適用する工事である場合

4 入札執行者は、落札者を決定したときは、落札を確認した上で、電子入札システム上で署名をし、

落札決定通知書により入札参加者に通知するものとする。

- 5 落札決定は、前項の規定による通知が当該落札者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、その効力を生ずるものとする。

(再度の入札の実施)

第15条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、1回に限り、再度の入札を行うことができるものとする。

- 2 前項の再度の入札の受付期間は、原則として、入札参加者に対し再度の入札を行う旨の通知を発出した時から30分を経過する時までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、入札参加者全員の再度の入札書が提出されたときは、入札執行者は、直ちに入札書の受付を締め切るものとする。
- 4 入札執行者は、第2項または前項に規定する入札書の受付期間が終了したときは、遅滞なく開札を行うものとする。
- 5 前条の規定は、第1項の再度の入札に準用する。
- 6 再度の入札を行ってもなお落札者がいないときは、入札執行者は、不落随契（地方自治法施行令第167条の2第8号に規定する随意契約をいう。以下同じ。）を行うことができるものとする。

(入札の取りやめ)

第16条 入札執行者は、次のいずれかに該当する場合には、入札を取りやめるものとする。

- (1) 談合情報対応要領に定める談合があった場合もしくは談合の疑いがある場合または入札手続上の不備がある場合など、入札執行者が公正な入札を維持することができないと認めた場合
- (2) 前条第1項の再度の入札を実施しない場合
- (3) 前条第6項の規定による不落随契を行わない場合

- 2 前項の規定による入札の取りやめが、開札を行う前である場合にあっては、遅滞なく福井県ホームページに掲載する方法により周知するものとし、開札を行った後である場合にあっては、電子入札システムで署名した上で取りやめ通知書を送信する方法により入札参加者に通知するものとする。

(入札結果等の公表)

第17条 入札執行者は、落札者を決定したときは、速やかに、入札結果および設計書を、入札情報サービスシステムを利用して一般の閲覧に供するものとする。

- 2 前項の規定により閲覧に供する入札結果には、落札者および落札決定の日を表示するものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、入札を無効または失格とされた者がいるときは、入札を無効または失格としたことおよびその理由を表示するものとする。

(入札参加資格委員会)

第18条 次に掲げる事項を審議するため、福井県行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第6条に規定する本庁の部および同規則第21条に規定する出先機関ならびに教育庁および警察本部（次項においてこれらを「各部局等」という。）に、入札参加資格委員会を設置するものとする。

- (1) 入札参加資格の決定に関する事項

- (2) 入札参加資格の確認に関する事項
 - (3) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の開示および不服申立ての審査に関する事項
 - (4) その他入札を適正に執行するために必要な事項
- 2 入札参加資格委員会は、各部局等の長および各部局等の長が指名する者をもって構成する。

(その他)

第19条 この要領に定めのない事項については、前条第1項の入札参加資格委員会の議を経て、契約担当者が定める。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月14日）

- 1 この要領は、平成23年7月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行った入札の手続から適用し、施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行った入札の手続から適用し、施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年6月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行った入札の手続から適用し、施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年6月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行った入札の手続から適用し、施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行った入札の手続から適用し、施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。

年 月 日

構成員 (印)

記

- 申請内容に関する照会先

会 社 名	電 話 番 号
担 当 部 署	ファックス番号
担当者氏名	

同 種 同 程 度 の 工 事 の 施 工 実 績 (例)

企業名 _____

項目 \ 番号		例		
工事 名称 等	工 事 名	〇〇〇〇工事		
	発注機関名	(〇〇県〇〇事務所等)		
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)		
	契 約 金 額	(最終契約金額)		
	工 期	年 月 ~ 年 月		
	受 注 形 態等	単体／共同企業体 (出資比率)		
工事 概要 等	構造・階数			
	延 面 積			
	ス パ ン			

注 1 公告の○（○）の条件を確認できる施工実績について記入すること。

注 2 コリンズの登録内容確認書または契約書の写し・図面等、工事の施工実績が確認できる資料を添付すること。

配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等(例)

工事名		企業名	
項目	監理技術者等 (主任技術者・監理技術者)	監理技術者等 (主任技術者・監理技術者)	現場代理人
氏名・会社名	〇〇		△△
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 〇〇年卒業		
法令による免許	一級〇〇施工管理技士 (取得年および登録番号) 監理技術者資格 (取得年および登録番号)		
工事名称等	工事名	〇〇〇〇工事	
	発注機関名	(〇〇県〇〇事務所等)	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)	
	契約金額	(最終契約金額)	
	工期	年 月 ～ 年 月	
	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者	
工事概要等	構造・階数		
	延面積		
	スパン		

審査基準日は、事前審査型の場合は入札参加資格確認申請書の提出時点、事後審査型の場合は入札書の提出時点とする。

現場代理人は、経營業務管理責任者および営業所の専任技術者と兼務できないので注意すること。

- 注1 ・現場代理人および入札公告の○(○)の条件を確認できる監理技術者等(一般競争入札共通事項の用語解説を参照のこと。以下同じ。)について記入すること。
- 注2 ・コリンズの登録内容確認書、合格証明書等、監理技術者等の資格および施工経験が確認できる資料、自社と雇用関係(監理技術者等の場合は3ヶ月以上)が確認できる資料を添付すること。
・経營業務管理責任者、営業所の専任技術者(建設業許可を受けている全ての業種の専任技術者、また、従たる営業所の専任技術者も含む))の一覧を添付すること。(任意様式。ただし、法人の代表者または個人の事業主の押印ならびに記述内容が事実と相違ない旨を記すこと。)
- 注3 ・当工事における現場代理人および監理技術者等は、同一人が兼ねることができる。
- 注4 ・審査基準日において他の工事の現場代理人や監理技術者等と重複しているなど、審査基準日においては当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、別紙誓約書、ならびに当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類を提出すること。(当工事の契約工期の開始日までに、重複する工事が確実に完成することが確認できる書類等)

別紙

平成 年 月 日

入札執行者様

企業名
代表者名 印

誓 約 書

（工事名、工事場所を記入）の入札参加資格確認申請において、様式第3号により申請した（申請している役職名（現場代理人、監理技術者等など）を記入）については、審査基準日において（他の工事の監理技術者等、兼任できないものを記入）になっておりますが、当工事の契約工期の開始日にはその任を離れ（申請している役職名（現場代理人、監理技術者等など）を記入）としての職務に支障がないことを申し上げます。

なお、当工事の契約工期の開始日において適切に配置できない場合は、当工事の契約の締結を辞退するとともに、そのことを理由とする指名停止等の措置を受けても異議はございません。

機械の保有状況およびオペレータの配置（例）

工事名

企業名

項目 \ 機械の種類				
登 録 番 号				
型 式				
製 造 番 号				
自 社 保 有 ・ リースの別	自 社 保 有 ・ リース	自 社 保 有 ・ リース	自 社 保 有 ・ リース	自 社 保 有 ・ リース
機 械 の オ ペ レ ー タ				

注1 この様式は、舗装工事および法面処理工事において使用する。

注2 「機械の種類」は、入札参加条件として指定された機械（舗装工事の場合：アスファルトフィニッシャー、タイヤローラー、マカダムローラー等、法面処理工事の場合：種子吹付機、モルタル吹付機、ボーリングマシン等）を記入すること。

注3 「機械のオペレータ」は、記載された機械を運転または操作する者の氏名を記入すること。なお、種子吹付機およびモルタル吹付機の場合については、ノズルマン、ガンマンの区別も明示すること。

福井県建設工事総合評価落札方式実施要領 様式第9号に記載したのり面ノズルマン技能認定者（のうち最低1名以上）が当様式においてノズルマンとして記載されていないなど、様式第9号と当様式間で矛盾があるときは、総合評価において評価されないので注意すること。

注4 添付書類として、自社保有（リース契約を含む。）を確認できる資料（市役所、町役場の資産証明、売買契約書（写）、車検証（写）、リース契約書（写）等）を提出すること（舗装工事の場合において、記載した機械が競争入札参加資格審査時に確認を受けた機械であれば提出不要とする。）。また、機械のオペレータについては、運転免許証、ローラー講習修了証、技能講習修了証、業務の従事歴に関する証明書、自社で3か月以上の雇用が確認できる資料（資格者証（写）、健康保険証（写）等）等を提出すること。

注5 機械のオペレータは、一つの機械について複数名での申請が可能である。

平成 年 月 日

誓 約 書

入札執行者 様

所 在 地
商号または名称
代表者氏名

印

_____（工事名を入力）_____の入札参加資格確認を受けるに当たって、下記の事項に相違ないことを誓約します。

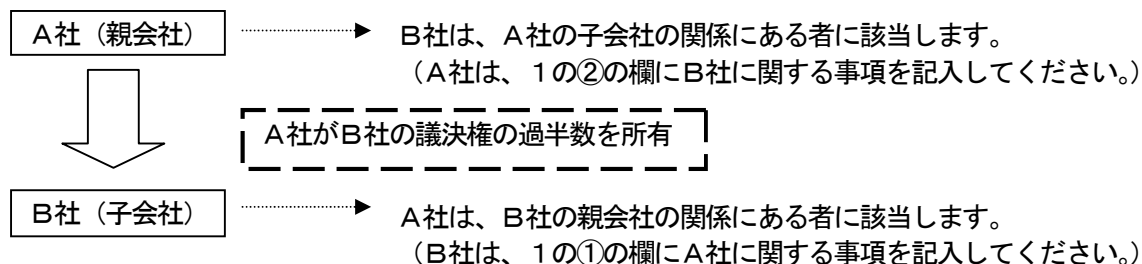
- 1 この工事に係る入札に、制限付き一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）第5条第1号クに掲げる資本的関係または人的関係（別紙参照）のある者が参加していないこと。
- 2 この工事に係る入札の入札参加資格確認の審査基準日※において、健康保険、厚生年金保険および雇用保険に加入し、かつ、それら全てについて保険料に未納がない（法令の規定により、加入について適用を除外されている場合を含む。）こと。

※ 入札参加資格確認の審査基準日は、事前審査型の場合は入札参加資格確認申請書の提出時点、事後審査型の場合は入札書の提出時点とする。
- 3 この工事を施工するに当たって、福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱の規定を遵守すること。

※ 上記事項に該当しないことが明らかになった場合には、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止等の措置を行うことがあります。

I 1の①および②に規定する「親会社」または「子会社」の関係にある者とは、次のような場合をいいます。

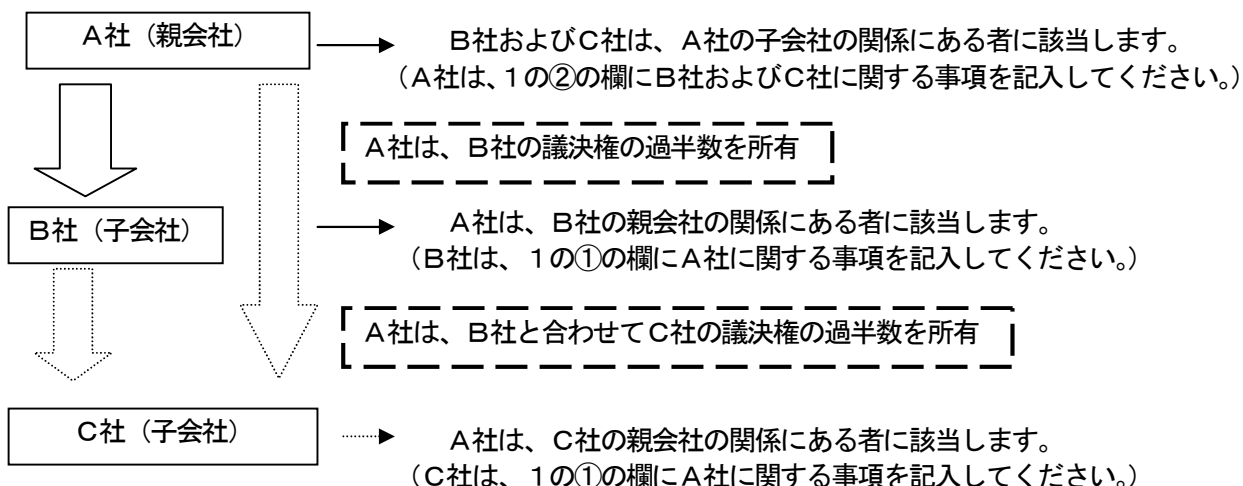
- (1) 一方の会社A※¹、※²が他方の会社Bの議決権総数の過半数を所有している関係
(A社とB社は、同一の入札に参加できません。)



※1 Aが個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

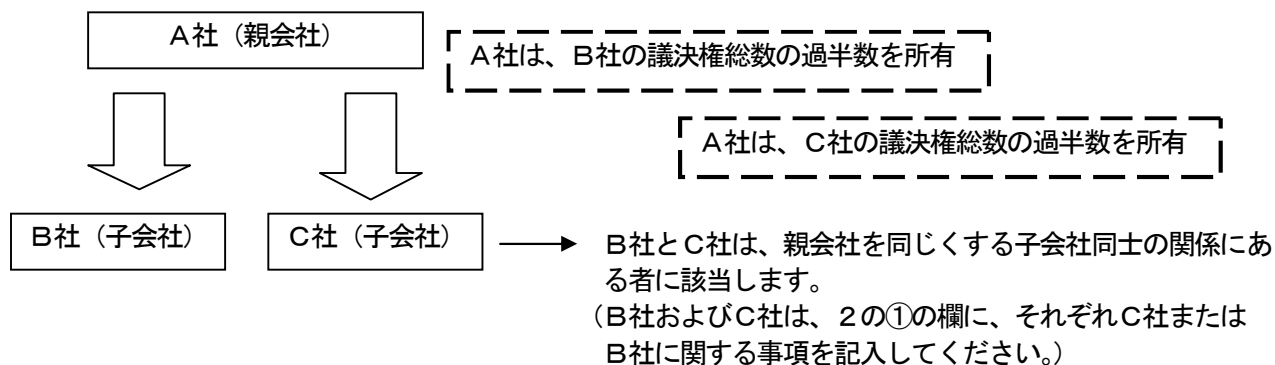
※2 A社の役員がB社の議決権総数の過半数（複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となる）を含みます。）を所有している場合を含みます。

- (2) 一方の会社Aが、(1)の子会社の関係にあるB社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Cの議決権の総数の過半数を所有している関係（A社、B社およびC社は、同一の入札に参加できません。)



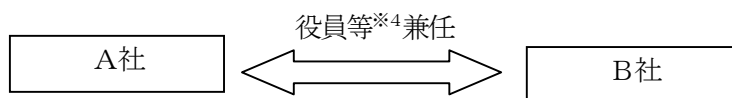
II 2の①に規定する「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合をいいます。

B社の議決権総数の過半数を所有している会社とC社の議決権総数の過半数を所有している会社がいずれもA社※³である場合におけるB社とC社の関係（B社およびC社は、同一の入札に参加できません。)



※3 県の競争入札参加資格の有無、建設業許可の有無および法人格の有無を問いません。

Ⅲ 3に規定する「人的関係」のある者とは、次のような場合をいいます。



※4 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役を含み、委員会設置会社の取締役を除く。常勤または非常勤を問わない。）

ウ 会社更生法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

エ 委員会設置会社における執行役または代表執行役

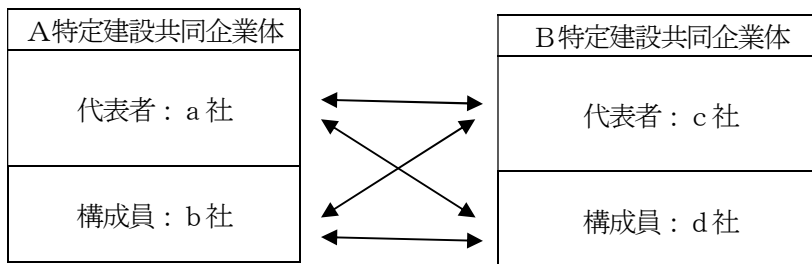
オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主

（監査役、会計参与および執行役員は、役員等に該当しません。）

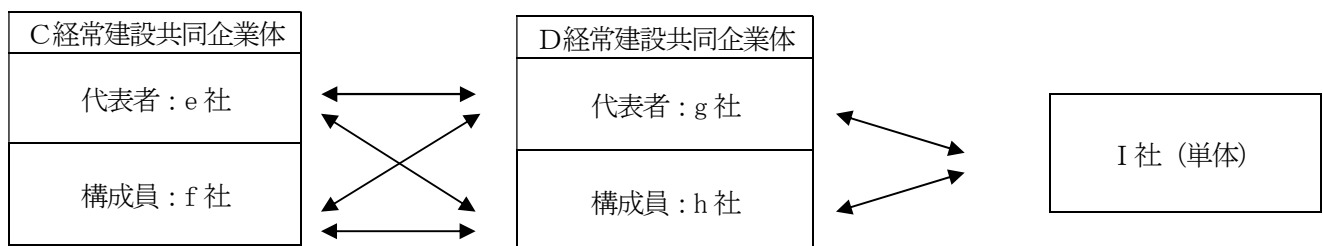
Ⅳ 入札参加者が共同企業体である場合の適用について

(1) 矢印で結ばれた2社の間に、資本的関係または人的関係がある場合には、同一の入札への参加が認められません。

①特定建設工事共同企業体の場合



②経常建設工事共同企業体の場合



(2) 矢印で結ばれた2社の間に資本的関係または人的関係があっても、同一の入札への参加は制限されません。

